

障害者活躍推進計画

機関名	広川町
任命権者	広川町長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
広川町における障害者雇用に関する課題	広川町において、令和元年度は法定雇用率を上回っている。しかし今後、退職等の状況により変動する可能性もあるため、今後の任用については引き続き注視していく必要がある。
目標	
①採用に関する目標	当該年6月1日時点の法定雇用率以上 ○法定雇用率を下回らないような任用計画を推進する。 ※令和元年6月1日時点の実雇用率：3.36%
②定着に関する目標	不本意な離職を極力生じさせない
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として政策調整課長を選任する。 ○障害者である職員の相談窓口を政策調整課人事・法制係に設定する。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○障害の状況等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合には、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○基礎的な環境整備として、現在検討中の広川町役場新庁舎の建設において、多目的トイレの設置、エレベーターの設置をはじめとする庁舎のバリアフリー化を推進する。 ○職員においては、フレックスタイム制の活用、会計年度任用職員においては、指定時間内での始業・終業時間の柔軟な設定を推進することで、より働きやすい環境を整備する。 ○相談窓口への相談のほか、人事評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講ずる。 ○措置を講ずるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつ、過重な負担とならない範囲で適切に実施する。 ○募集・採用に当たっては以下の取扱いを行わない。 ・特定の障害を排除し、または特定の障害に限定する ・自力で通勤できることといった条件を設定する ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する ・特定の就労支援機関からのみの受け入れを実施する
4. その他	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。